

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 104 「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」について

今回は平成 28 年 3 月 14 日に企業会計基準委員会から公表された「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」(以下「本適用指針」とします。)についてご説明いたします。

本適用指針は公開草案の段階で一度取り上げた内容ですが、公開草案から変更された点を含め概要をおさらいします。

### 【概要】

本適用指針は、「税効果会計に係る会計基準」(以下「税効果会計基準」とします。)を適用する際の指針となるものです。税効果会計基準では、決算日において「公布」されている税法に規定されている税率によることとされていましたが、実務を安定的に行うことができるようにする観点から、本適用指針では決算日において「国会で成立」している法人税法等に規定されている税率によることとされました。

#### (1)法人税、地方法人税、地方法人特別税に関する税率

決算日において国会で成立している税法に「規定されている」税率によることとしています。

#### (2)住民税(法人税割)、事業税(所得割)に関する税率

決算日において国会で成立している税法(以下、「地方税法等」)に「基づく」税率によることとしています。なお、改正された地方税法等(以下「改正地方税法等」)を受けて改正された条例(以下「改正条例」)が決算日以前に各地方公共団体の議会等でも成立しているか否かにより異なる税率が適用されます。

改正地方税法等を受けた改正条例が決算日以前に各地方公共団体の議会等で成立している場合は、決算日において成立している条例に規定されている税率(標準税率又は超過課税による税率)によることとされています。

一方で、改正条例が決算日以前に各地方公共団体の議会等で成立していない場合は以下の

2通りの税率が適用されます。

ア 決算日において成立している条例に標準税率で課税することが規定されているときは、改正地方税法等に規定されている標準税率によることとされます。

イ 決算日において成立している条例に超過課税による税率で課税することが規定されているときは、改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える差分を考慮する税率を適用します。その算定方法としては、以下の2つが本適用指針で記載されています。なお、公開草案では、「原則として、次のいずれかの方法による」とされていましたが、税制改正の趣旨等を勘案して、他の合理的な方法があれば当該方法により算定することを妨げるものではないため、そのことを明確にするため「例えば」に変更されています。

(a)改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える数値を加えて算定する方法。

(b)改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率における改正直前の地方税法等の標準税率に対する割合を乗じて算定する方法。

なお、上記いずれの方法でも、結果として得られた税率が、改正地方税法等に規定されている制限税率を超える場合は、当該制限税率を用います。

#### 【公開草案からの変更点】

上記、(a)、(b)の方法を「原則として」から「例えば」に変更した以外に、決算日後において税制改正が国会で成立した場合、当該税制改正項目は開示後発事象に該当することが本適用指針第10項で明確にされた点も、公開草案からの変更点です。

なお、本適用指針第10項では、決算日後に税率の変更を伴う条例が成立した場合は含まれていないことに留意が必要です。

#### 【適用時期】

本適用指針は、平成28年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用されます。

#### 【補足情報】

補足情報と致しましては、東京都および大阪府について、外形標準課税適用法人に係る事業

税(所得割)の超過税率の改正を行い、平成 28 年 3 月 31 日までに成立させています。そのため、平成 28 年 3 月期決算における税効果会計の法定実効税率に反映させる必要があります。

以上